

後期高齢者医療制度

加入者の皆さんへ



保険証の受け取りにはご注意を！

- ①保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。受け取りには印かんが必要です。また、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。
- ②新しい保険証は簡易書留・転送不要郵便のため、長期不在となる方や郵便局に転居届けをされている方（市役所に届け出をまだされていない方）はご連絡ください。

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度に加入の方には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。申請手続きの必要はありません。また、医療機関等を利用した場合の自己負担割合は所得に応じて1割または3割となりますが、保険料に滞納のある方は、窓口で交付します。

後期高齢者医療制度の加入者は、世帯全員が住民税非課税となる方は、申請により入院時の食事代と1ヶ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方は、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒にお送りします。

また新規に対象となる方には、7月上旬に申請書をお送りしています。申請書の提出は市の窓口へお願いします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について
柔道整復、はり・灸、マッサージの医療費通知について
秋田県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担を500円以上削減できます。すると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れてから同等の成分を使って作られたお薬です。効き目や安全性も確認されており、新薬に比べて安価になっています。

医薬品の切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

▼申請先
市民課国保年金班
金浦・象潟市民SC
市民課国保年金班
電話番号：32-3032

【注意】有効期限が平成25年7月31日までの保険証は8月1日以降使用できません。

後期高齢者医療保険料決定通知書を送付しました

保険証の詐取にご注意を！

平成25年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、12日に加入者の皆さんに発送しました。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がありますので送付された通知書をご確認ください。また併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。

なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は税務課市民国保税班にご連絡ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくなっていますが、市役所の窓口で申請することができます。年金からの徴収を口座振替に変更することができます。口座振替に変更することで、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

● 納付方法変更の申請窓口
象潟庁舎：金浦市民SC
税務課市民国保税班

電話番号：43-7505

他県において、広域連合や町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。
「保険証の更新時期なので古い保険証を回収に来ました。新しい保険証を後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

個人ごとの保険料の決め方た



(賦課のもととなる金額) × 8.07 %



39,710 円



所得の低い世帯の方は世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の軽減措置があります。

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円。
※保険料額の賦課限度額（上限）は、55万円です。